

平成27年監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成27年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第9項により次のとおり公表する。

平成27年11月24日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 近藤五四生

1. 監査の対象 (1) 地区コミュニティ推進協議会
(2) 扶桑町交通・防犯推進協議会

2. 監査実施日 平成27年11月12日(木)

3. 監査の目的及び方法

平成26年度及び27年度に町が交付した補助金が、その目的に従い適正に執行されたか、またその効果が十分に達せられているかについて、関係諸帳簿の提出と関係職員の出席を求め監査した。

4. 補助対象団体の概要

(1) 地区コミュニティ推進協議会

地域コミュニティ団体の円滑な運営を図り、人間性豊かな住みよい地域社会づくり事業の推進のため昭和58年から設立された。

町助成金については、平成26年度 3,360,000 円、平成27年度 3,360,000 円である。

(2) 扶桑町交通・防犯推進協議会

町内における交通及び防犯の秩序を確立し、交通の安全と円滑及び犯罪撲滅を期することを目的として、昭和37年に設立された。

町補助金については、平成26年度 1,450,000 円、平成27年度 1,450,000 円である。

5. 監査の結果及び意見

総務部総務課所管の地区コミュニティ推進協議会及び扶桑町交通・防犯推進協議会を対象とする財政援助(補助金)に係る事務、出納、その他の事務の執行については、概ね適正と認められた。

今後とも、補助効果の向上に一層の努力をされたい。